

栽培許諾に関する誓約書

株式会社エム・アンド・ビー・フローラ（以下 弊社とする）は、弊社が発行するカタログ、リーフレット、パンフレット上において『栽培許諾品種』と明記してある品種に関し、その栽培を希望する栽培者（本誓約書を締結する個人又は団体）に、以下の内容を承諾いただく事を条件に該当品種の種苗を販売し、その種苗を栽培する事を許諾します。

栽培許諾の内容

- ①該当品種を使つてのポット苗生産
- ②該当品種を使つての花付鉢物生産
- ③該当品種を使つてのその他の生産 下線部のその他許諾する生産物がある場合は、カッコ内に明記する事。
()

出荷時の条件について

- ①栽培者が該当品種を使つての生産物を出荷する際、弊社が指定するラベルを商品に添付して出荷しなくてはならない。

禁止事項

- ①該当品種の有償無償に関わらず、栽培者は本誓約書に定められた以外の生産、増殖、譲渡及び、輸出入する事はできない。
- ②栽培者は該当品種を利用しての育種をする事はできない。

変異個体について

- ①栽培者は栽培中変異個体を発見した場合は弊社に連絡をし、その指示に従わなければならない。

違反における賠償について

- ①栽培者が本誓約書の事項に対し違反した場合、弊社は栽培者に対し予告無く出荷の差し止めをすることが出来る。また許諾内容一切を予告無く解除する事が出来る。
- ②本許諾を解除された場合は、栽培者の費用において該当商品の植物体全てを弊社に返却又は焼却処分するものとする。その場合の種苗代金、処分にかかった費用の返却、支払いはなされないものとする。
- ③栽培者が違反で得た利益の全てを、弊社は栽培者に対し請求する事ができる。

調査について

- ①弊社は、予告無く栽培者の、栽培地、栽培状況、出荷状況及び出荷に関する帳簿類を調査する事ができ、弊社より申し出があった場合、栽培者はその申し出に協力しなくてはならない。

誓約書の有効期間について

- ①本誓約書の有効期間は次の通りとする。
平成28年5月1日から平成29年4月30日の期間内に弊社より納品される該当品種において、その種苗を用いた栽培が終了するまで。

その他

- ①本誓約書に定めない事項については栽培者と弊社で協議のうえ決定する。
- ②本誓約書取り交わしの証として本書を作成し弊社に送付するものとする。
※控えは栽培者ご自身でコピーにてお持ちください。

誓 約 書

株式会社 エム・アンド・ビー・フローラ

年 月 日

栽 培 者 氏名または名称

印

(代表者名)

住 所

電話番号

上記付帯条件を承諾し、順守することを誓約いたします。